

## 日本病院薬剤師会からの通知 『入院患者の持参薬に関する薬剤師の対応について』

平成17年2月4日

入院患者の持参薬による事故が報告されています。背景には持参薬の情報、患者の管理状況、今後の治療計画との関係などの問題があります。

平成17年1月31日、日本病院薬剤師会より『入院時患者持参薬に関する薬剤師の対応について』の通知が出されました。これには、持参薬に関して薬剤師が患者安全確保に適切に関与する旨の提言がされています。

### 日本病院薬剤師会からの通達（抜粋）

1. 持参薬の使用について医療機関の方針の明確化  
持参薬を使用する場合には、薬剤師の関与を伴った患者安全を図るための仕組みを構築する。持参薬を使用しない場合の患者・家族への説明と理解を得る。
2. 入院時持参薬への薬剤師の関与  
薬剤管理指導業務の有無に拘わらず、新規入院患者の持参薬に薬剤師が関与する。

### 関連情報

- 日本病院薬剤師会ホームページ内  
<http://www.jshp.or.jp/cont/050131.pdf>
- 読売新聞(朝刊) 2005/2/3付に関連記事掲載

この通達を踏まえ、各施設の医療安全に関わる部署と連携して、入院持参薬についての医師・看護師・薬剤師の関与を含めた管理方法・手順等についてご検討ください。